

会議議事録（要旨）

会議の名称	令和3年度 第2回鳥取市地域福祉推進委員会 ・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会
開催日時	令和3年10月12日（火）10:00～12:00
開催場所	鳥取市役所本庁舎6階 第5～第8会議室
出席者氏名	別紙（委員名簿）
欠席者氏名	山根恒委員、市村委員
事務局職員氏名	竹間福祉部長、梶課長、岸本主幹（以上、鳥取市福祉部地域福祉課）、川口所長（以上、鳥取市総務部人権政策局人権推進課中央人権福祉センター）、田中地域福祉課長、松本参事（以上、鳥取市社会福祉協議会事務局）
オブザーバー	近藤統括保護観察官（鳥取保護観察所）
会議次第	1 開 会 2 委員長あいさつ 3 議 事 （1）鳥取市地域福祉推進計画中間見直し版のたたき台について （2）その他 4 閉 会
配付資料	資料1 鳥取市福祉推進計画 計画書 中間見直し（案） 資料2-1 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画（案） 資料2-2 重層的支援体制整備事業 事業表（案） 資料3 重層的支援体制整備事業の支援フロー（案） その他 次第、委員名簿、座席表、吉田委員配布資料
その他	関係機関出席

議事内容（要旨）	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会、挨拶</li> <li>・資料の確認</li> </ul>
片山委員長（進行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員挨拶</li> <li>・議事（１）鳥取市地域福祉推進計画中間見直し版のたたき台について、説明を願いたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料１～３説明</li> </ul>
片山委員長（進行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問等あれば伺いたい。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区を単位とする福祉ネットワークに関して質問です。</li> <li>・中間見直しは、新たなものを加えるだけでなく、ここまでやってきたところで、どういう矛盾があるのか、出来ないところがあるのか、その辺もふまえて協議が必要。</li> <li>・(地区を単位とする福祉ネットワークが)地区公民館を単位としたものでやっていけるかどうか、その辺の議論をしないといけない。</li> <li>・地区公民館で所管する組織の見直しの検討を始めている。それとの整合性をどう図っていくのかと、そういったことも検討しなければいけない。</li> <li>・相談内容が非常に複雑、個別化しているが、それを振り分ける能力が地区公民館にあるかどうか、その辺りもしっかり考えて対応しないと絵に描いた餅になってしまう。</li> </ul>
R委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こういう福祉に関する微妙な問題を、まず地域の方が見つけて、或いは気づいてということになっても難しいので、公民館を充実させて、福祉に関係ある人がきちっと常駐すべき。</li> <li>・また、こういう問題は今後どんどん大きな問題になってくるので公民館の機能をもっと充実しないと、地域の人がこれを支え合うといっても、なかなか出来ない。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の方々からのご意見の中で、公民館職員の役割についてご質問をいただいております。</li> <li>・公民館は、学びの場としての社会教育の場と、コミュニティ活動の拠点の施設という二つの位置付けをしております。そして、公民館職員が地域のニーズを捉えながら学びを提供して、市民による自発的な活動の促進が図られるように支援を行っていくという位置付けをしているところでございます。</li> <li>・地域福祉推進計画で地区公民館を拠点としているところは、まず（活動の）場が必要で、その場としては地区公民館が適切だろうというところで、重点取組１のイメージ図に書かせていただいているところでございます。</li> <li>・この場（地区公民館）では、重層的支援体制整備事業の一つとなるふれあいいきいきサロンやふれあいデイサービスなど様々な公的な活動をされておりまして、また、地域でのサークルなどさまざまな活動もされておりまして、</li> </ul>

議事内容（要旨）	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そこに、今年度から始めております、『地域の「話し愛・支え愛」推進事業』の中で、市社協の地区担当が、参加し、そこで課題等を聞きとって、支援につなぐというような流れを考えているところです。それに当たりまして、やはり公民館職員の協力もいただきながらということで、この事業を進めながら必要などろにつきましたら、協働推進課と調整をさせていただきたいと考えています。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかなか大変だろうなと思うのですが、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、重層的支援体制整備事業は、たぶん補助金が付く事業で、それに合わせるために何か無理やり計画のほうも合わせているという印象を持っています。</li> <li>・まず、住民が行けば、断らない相談支援体制っていうのを作らないといけないと思います。そこには、行けば何とかなる、よし任しておけというような相談支援体制でないと難しいと思います。</li> <li>・これから世の中は町内会の組織も弱体化している中、これを受けとめる体制っていうのが必要だと思います。「ここは何課が所管しています。」ではなく、そういうことを一切丸ごと、我がごとで受ける相談支援体制っていうものを作っていないと、これからの地域福祉っていうのは成り立たない。公民館にそういう機能も加えてやるといったことを考えていかないと、なかなか実現に持っていけないのではないかなというふうに思います。</li> </ul>
片山委員長（進行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に質問はございますでしょうか。</li> </ul>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどのご意見に関してですけど、協働推進課の方とは協議を進めながらやっておられるのですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい、この計画に係る庁内の関係各課との連絡会でも、この内容については説明させていただいておるところでございます。</li> <li>・資料２－２の表、包括的相談支援事業者の部分について、高齢者の方でしたら地域包括支援センター、障がい者の方でしたら相談支援事業所等、分野はそれぞれで、現在縦割りになっているというところがございます。この重層的支援体制整備事業になりましたら、分野を超えた相談をそれぞれで受けいましていこうという格好になっておりますので、（住民には）地区公民館が一番身近なところではありますが、それぞれ（各分野で）相談窓口も設置しておりますので、そちらのほうで何でも相談をしていただける体制づくり、そういう広報を進めていきたいというふうに考えているところです。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はい、わかりました。公民館は、このイメージでいくとこういう図しか出ていないのですが、やはり公民館の中に体操する場だとか、何とかカフェみたいな場を設けていただいて、そこに例えば参加される方が「こういう問題があるのだけど」というふうに相談が寄せられる。それが公民館だけで解決はできないので、重層的な体制の中でいろんな対応できるところと繋がっていくということが一番大事なのかなと。そこだけでストップではなく地域の中で、やはりその課題を解決していく仕組みが、作られていくべきかなというふうに思います。</li> </ul>
G委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のご説明を伺いまして、資料2-2について、確認ですけど、相談はこちらの方に書いてあります地域包括支援センターの関係、障がいの方の関係、こどもさんの関係っていうふうに設けられているという理解でよろしいのですね。</li> <li>・そうしますと、更生保護の分野がこの表には含まれていない。強いて言うならば、生活困窮者自立支援事業、若干含まれる部分もあるかもしれないが、またちょっと違う分野かなというふうにも思っております。</li> <li>・保護司は、保護観察所と相談しながら、保護観察中の支援をさせていただいております。ただそれが終わってしまいますと手を離れてしまう。その後は、ボランティアとして、お手伝いすることはできても、公での支援はではないという形になります。そういうことから、そういう方々の今後の対応とかを考えると、このような方を対策とした窓口なりを明確に、これに表していただきたいなというふうに思います。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっと補足で意見を述べさせていただきます。</li> <li>・資料2-2のですね、この包括的相談支援事業のところですけども、確かに今、公的な枠組みで考えれば、とりあえずこれらの窓口にはなりますが、本来の相談支援っていうのは行政だけではなく、民間を含めてのことになる。</li> <li>・そういう意味では事業として明確に位置付けられているところでは、市社協の方で総合相談窓口もあります。そうしたものもあって、実際の包括支援体制を作っていくということなんです。その話し合いの場には社協さんも相談員の方も入ってこられると思うので、ここには民間の相談機能というところをやっぱり位置付けるなど、より広く捉えられた方がいいのかなというふうに思いました。</li> <li>・ここには地域福祉相談センターが書かれていない。この位置付けをどうかっていうところも気になりました。ですのでこのあたりは、もう少し精査されて、相談機能を持っているところが、公民問わず、ここに位置つけられてネットワーク連携ができるような体制を作られてはいかがかというふうに思います。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止推進計画につきましては、またこの後で説明させていただきます。</li> <li>・出所される方で、障がいのある方や高齢の方（といった福祉サービスが必要な方）につきましては、地域生活定着支援センターとパーソナルサポートセンター、地域包括支援センターなどが連携しながら福祉サービスに繋げていく取り組みをさせていただいているところです。</li> <li>・これは、その出所をされた方について、その方が抱えている困難がどういった福祉的なサービスに該当するか精査し、対応させていただいているところです。</li> <li>・なお出所された方について、お元気な方（自立されている方）も含めて対応していくというところまでは、今は、市の所管の範囲では困難と考えております。</li> </ul>
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出所される方は、支援が必要な方と支援が必要でない方がございます。例えば仮釈放であれば、保護観察所、保護司などの支援のネットワークへつないだり、また家族に支援をすることが出来ます。</li> <li>・ただ、ご家族などいない方が出所された場合は支援が必要だと感じています。</li> <li>・例えば満期出所者ですと、支援者がいない、住む場所がない（状態で出所し）、社会から孤立している方が、相談窓口が明確になると再犯が減るのではないかと思います。</li> <li>・出所者全員に支援が必要というわけではなく、本当に支援を必要とする出所者がどこの窓口に行けばいいのか、そういう窓口の一本化というものが重要なのではないかなと思います。ぜひそういう窓口を作っていただければ、たらい回しにもならないのかなと思っております。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私も高齢者の特養で長く働いていました。今は障がい者施設でありますけども、今言われたように高齢者、障がい者、こども、また生活困窮者について、生活のしづらさっていうのも本当に見えなくなっていますし、高齢者、障がい者、こどもって言いますが、障がい者と高齢者は同じような括りで考えていけないといけないということがあります。</li> <li>・窓口は一つがいいとは思いますが、ただやはり、高齢者であり障がい者でありこどもの問題であり、生活のしづらさの問題であるっていうのが、すべてそこ（一つの窓口）で本当に解決出来るのか。解決するためには、やはりそれだけの機能を持ったところでないと窓口としては機能しないだろうというふうに思います。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その辺を考えていかないと、これまで縦割りで来たわけですがけれども、これからは横串を入れながら、抜け目のない窓口であるべきだろうなというふうに思います。皆さんのご意見もそういうことを反映しているだろうと思います。</li> <li>・市民一人一人にこういう事業の内容、窓口自体が広く分かっていたらいいのですが、なかなか難しい。どこに相談に行ったらいいか分からないという方も沢山いるのだろうというふうに思います。だから、どう周知するのか、これが大事なことだろうなというふうに思っています。</li> <li>・えんくくり事業に（自分の）所属している社会福祉法人が参加をしているのですが、やはり相談事というものは、ほぼほぼ市社協の方に関して、社会福祉法人にはあまり相談事がない。この辺もこれまでの歴史からいっても、「やはり困り事は市社協」というようなことがあると思う。やはり社会福祉法人が地域に相談窓口として根付いていたいかもしれない。この辺が地域住民にしっかりと浸透していくことが大事だろうなというふうに思いますので、その辺の取組みもあると有り難いかなというふうに思っています。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に皆さんのほうからご意見はありますか。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・片山委員長のいわれる通り、私は実は公民館よりも地域包括支援センターが丸ごと相談を受ける場であった方がいいのではないかな（と考えます）。そのほうが、専門家がそろっていますし、福祉なら福祉、医療なら医療、またWHOの国際生活機能分離（ICF）を共通言語にして、生活しづらさ、それを理解した多職種が連携してチームアプローチで課題解決をめざしていくというようなこと（ができると考えます）。</li> <li>・医療観察制度（の対象となる）精神障がいの方や出所された方についてもそこに行けば何とか配慮してくれるといったようなことが出来るのではないかなと。公民館職員がそこまで出来ないというわけじゃないのですが、もう少し専門性を持ったレベルの職員の方が、さらに専門性をもって何事にも対応できて、チームでアプローチしていくほうがバーンアウトする可能性も少ない。そういう地域包括支援センターが精神障がいにも対応した形（が取れないかと）、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムというのも国も目指していますので、その辺少し議論してもいい材料じゃないかなというふうに思います。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にご意見はありますか。</li> </ul>

議事内容（要旨）

D委員

- ・今のC委員のご質問に関して、計画がそもそもどういう受け止めをしていたのかっていうところを、ちょっとお話したほうがいいのかなど思ったので、補足説明をさせていただきます。
- ・フローをご覧いただければわかると思うのですが、複雑化多様化している生活課題を個人単位ではなく、これからは世帯丸ごと受け止めていくという時代になってきています。そのため、今まで縦割りで作られてきた、相談窓口・相談機能というものを横に繋いで、包括的に（対応し）、また今まで連携していなかった多様な分野と、さらに繋がっていきながら、機能的な支援体制を作っていく事を目指すので、専門職でないと、そこはもう到底担いきれないということになるのですね。
- ・従ってそういった包括的相談支援であれば、生活課題を抱えた住民が一応その専門窓口につながった時点で、横繋ぎの包括的支援体制につながっていくのですが、今もう一つ厄介なことにその生活課題というのが、表に出てこないという問題があるのです。
- ・またその相談窓口に来てくださればいいのですけども、窓口に来てくださらない場合SOSをどう発見して、どう専門機関に繋げていくのかというところが非常に大きな課題になっています。その点で言えば、既存の地域包括支援センター等の窓口は、はっきりいって無力です。
- ・そこをどうするのかというと、その方法論として登場してくるのが、この身近な相談場所です。身近な相談場所は、先ほど公民館等という位置付けになっていますけれども、ここに窓口を作れば来てくださるのか。過去いろんな事をして来てくださらない。来てくださらないからどうすればいいんだって話になるのです。その時に一番大事なことが、地域住民の皆さんのお力をお借りすることなのです。誰が一番そのSOSに近い所に住んでいらっしゃるかというと、住民の皆さんですね。そこで何を期待したいのかっていうと、住民の皆さんに地域の様子を気にしていただいて、「あそこに気になる方がいらっしゃる」という情報を公民館等の相談窓口の相談員に伝えてほしい。
- ・そこで、ちょっと状況を見てみようか、例えば、「これはごみ屋敷になっている」だとか、「引きこもりの方がいらっしゃる」だとか、そういうなんとなく状況がわかってきて、それは地域住民だけで対応できるのかどうかっていうところをまず考えていただいて、これはやっぱり専門家にも相談して、そこで繋いでいただく必要がある、というふうな判断になれば、ここから、包括的相談支援に繋いでいくという位置づけになるのです。
- ・だから、潜在化したSOSをどう発見するのかという意味で、身近な相談場所っていうのが機能しなきゃいけない。ここで専門的なアセスメントをして包括的な支援体制を作っていくものではないということをはっきりと明確にご理解いただく必要があろうかと思えます。

議事内容（要旨）	
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます、よく分かりました。ただプライバシーの関係で表札さえ出てない、もう誰が住んでいるのか分からないという状況なので、私はむしろ町内会に頼るよりは、ホームヘルプサービスしているヘルパーさんなら、地域や家に入って行くことが出来ます。例えば、引きこもりの関係で藤里町、あそこは町社協が高齢者サービスで出かけていて、そこから何か日中ぶらぶらする若い人というのは、あれどうしてだろうというところから、引きこもり支援ってというのが始まったということです。NHKで報道していましたけれども、そういうホームヘルパーさんの力というのも一つ、D委員のおっしゃった地域住民の力にさらに合わせてですね、潜在化している困難を救う方法ではないかなというふうに思います。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。</li> <li>・今、私も現場にいるわけですけども、個人情報的なことも壁となっています。D委員が言われるように問題がものすごくあるのだろうけど、ものすごく見づらくなっている。中まで入り込めるだろうかと言ったらなかなか難しい。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中に入り込むのではないのです。それを期待しては住民には荷が重すぎますし、出来ません。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やはり、手を差し伸べようと思ったら、中に入らないといけないのだけど、やっぱり中には入れない状態があると思う。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっと、誤解がまだあるので、もう一回、もう一言だけ言わせてください。</li> <li>・個人情報問題はまさにその通りで、詳しい個人の情報を住民から専門職に伝えていただくということはまず不可能です。大事なことはやっぱり何かしら変化に気づく事だと思う。住民の皆さんが、そこに何かごみが溜まっているとかですね、外から解る情報が欲しいですね。そこからさき、具体的な中身については、たとえばパーソナルサポートセンターに話が繋がりました、市社協の総合相談に話が繋がりました。そこから専門職がアウトリーチする。</li> <li>・だから、個人情報に関わる部分はアウトリーチした専門職がその対象となる方と人間関係を作って行って把握している。その前段階で気になる情報を、「ちょっとあそこに、ごみ屋敷があるみたいだよ」という情報が欲しいのですね。なので個人情報に関わる問題を、調べて窓口にあげてくれということではないということをご理解ください。ここがとても大事なところです。</li> <li>・住民の皆さんも、その地域のコミュニティが希薄になってきている中で、あれもこれも絶対に担えない。だからこそ、そういうことを福祉のボランティアの方に常に意識していただく。公民館に置かれたコーディネーターは、住民の皆さんに「こういうことを意識してね、もしこういう人がいたら私に情報を伝えてね」ということ（を依頼すること）がとても大事です。そこから相談が始まっていくというふうにご理解いただければと思います。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に問題は複雑かつ多様化しているので、その辺を皆さんで各分野のご意見を出しながら、いいものに計画が作られていたらいいかなというふうに思います。</li> </ul>
R委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど言ったように、一番窓口が大事だということで、公民館はいろんな方が出入りします。例えば体育協会、交通安全協会、自治会など、公民館で会議をします。とにかく一番誰もが寄りやすいところだから、私は公民館を充実することが必要と考えます。協働推進課と一緒にきちっと公民館職員に役割をつけない。公民館職員もそんな事は知らないということになるのです。その人が（情報を）受けたら、仕事の一つとして取り組めるよう、そこを充実していくことです。「あそこの家、ちょっと気になるね」程度の話しが、職員の人聞いてそれをすぐ動いてくれるよう、公民館が職務として、きちっとしないといけないと思います。</li> </ul>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私どもの集落では中山間地域で31軒ですので、個人情報なんて筒抜けでみんな分かりますので、地域の状態というのは地域の皆さんが一番よく知っておられる。支え愛ネットワークの会も立ち上げております。</li> <li>・ですから例えば「この家の蔵のところが落ちた」って言ったら、すぐ自主防災会ということで除去する活動をする。「あそこの家のお爺さんがお婆さんと毎朝、大きな声で喧嘩しておるで」となると、そこに行って「なんだあえ」というようなことが出来る体制というのは地域なのかなというふうに思っています。</li> <li>・それから、市社協、行政で、地域ケアシステム体制の整備をしておられます。その中で例えば、そこには高齢のお婆さんもいる、それから息子さんは障がい者（ということ）を、皆は知っているのです。（ただ）入っていくと全部自分のところで抱えてしまわないといけないとの懸念もあったりして、なかなか手が付けにくかったです。</li> <li>・地域ケアシステム推進の会議があって、今度、市社協と人権センターとで一緒に行ってみようとか、そういう複合的に対応出来る仕組みというのが、これから地区ごとに作っていかれるということで進んでいます。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館も地域の一翼になっていますので、地区公民館にも、そういう場面に入っただいて情報を共有しながら、やはりそういうところに敏感になっていただけたら有り難いかなと私は思うわけです。</li> <li>・最初からそういうことが全部わかってということはないので、そういう場面に出っただいて、やはり地域の実状を理解していただくという一翼を担っていただけたらなど。そして相談があったことについては、縦断的にも横やりの的にも連携できるような仕組みというのが大事かなというふうに思っています。</li> <li>・ただ、街部ではマンションの中におられて民生委員さんが来て、情報を渡そうと思っても、ちょっと入れませんという事が懸念されております。自治会にも組織されていない所もあつたりしますので、そういう所のケアというのも今後考えていかないといけないと思います。それも地域課題の一つかもわかりません。</li> </ul>
M委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日は中間見直しということで来ています。例えばその公民館がどうのこうのではないと私は思っています。今まで3年間か何年間やって来た。結果がどうあつたかっていうのがやっぱり一番知りたい。その辺に対して、やっぱり方向付けがいいのか悪いのかというのを、しっかり見ないといけない。地区公民館をどうのこうのというよりも、やっぱりそのところをどこがやっているのか。それと報告の中で、さもやっておりますよとか、おっしゃったけど、それが全部出来ているのか。市社協が来ているので聞けばいいのですけど。市社協が公民館に来て全部のことが、出来ているかということ。やっぱり聞いてみたらどうだと思ふ。私はしてないなと思ふ。福祉教育にしろ、なんにしろなんですよ。そこのところから論議をしないと、先に進まないだろうと思ふのですけど。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。</li> <li>・本当に地域包括ケアシステムっていうのを国がとらまえて、多分20年近くだったと思ひます。どうやって作っていくかっていうのはもう大きな課題だと思ひますし、やはり都会と田舎とは違ひますし、鳥取市の中でも、中山間地と街中ではやっぱりニーズも違ひのだろうというふうに思ひますので、地域それぞれに合つたような形が作れるように、皆さんでご意見を出していただけて作っていきたいというふうに思ひます。時間の方も経過しておりますので、もう一つの再犯防止推進計画についてということで、事務局の方からご説明をお願いします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯防止推進計画の説明</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今の再犯防止計画につきまして、皆さんの方からご意見等ございますでしょうか。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2点質問があります。</li> <li>・（1点目として）⑤の保健医療・福祉サービスの利用促進ですけれども、鳥取県再犯抑止更生協会の方と行政の方が連携して出所前講座などをされているとありますが、この更生協会の方と連携し行政の方が勾留中面会等を行うということが実際に行われているのか確認させていただきたいと思っています。</li> <li>・ 2点目です。地域生活定着支援センターに相談に来られる、出所される方とか罪を犯した方には住居確保が困難な方が沢山いらっしゃいまして、そういう方が入るものとして更生保護施設にかなりお世話になっているのですけれども、来年度から建て替えがあります。それから私たちが支援している対象者は、高齢者で認知症があるとか、障がい特性でちょっと集団適応が難しいなどあって、なかなかそういう施設で過ごせない方も多くいらっしゃいます。そういった方がどうしても、あぶれてしまうこともあります。そのような時にシェルター等はありませんでしょうかという質問について、回答の中に、ショートステイなどが使えますということをお返事していただいておりますが、なかなか罪を犯したっていうところで、入所に至らない場合もあります。そういった時に更生保護施設も空いていないし自立準備ホームも空いていないし、どこに行けばいいんだらうかと。えんくるり事業のほうも使わせていただいだけでも上限金額も決まっています。その中でこの方たちの行き場のところを皆さんから意見をいただければと思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F委員の質問の1点目について、資料1の一番最後、41ページの上段の保健医療・福祉サービスの利用促進の中のところですけど、公益社団法人鳥取県再犯抑止更生協会と連携について、出所前講習は間違いありませんが、勾留中面会等については、地域生活定着支援センターと中央人権福祉センター等で連携しながらしております、ここがちょっとごっちゃとなっておりますので、少し整理した書き方で、事実にあったように訂正をさせていただきたいというふうに思います。</li> <li>・ 2点目の一時的なシェルターですけど、生活困窮者自立支援制度の中で同様の制度で、一時生活支援事業というものがございます。これは一定期間、住居を確保してその間に、定住できるような住居でありますとか就労支援でありますとかそういったものをさせていただくような事業なのですが、これを来年度の予算編成にあたって要求してみたいと思っております。ただ、如何せん予算のことなので100%ということは申し上げられないのですが、担当としてはこの事業を是非とも予算化して今のご質問のあった内容に対応できるような体制を作っていきたいというふうに検討しているところです。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の委員さんからは何かご質問、ご意見ございますか。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
G委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1の6ページですけれども、凶なのですけれども、更生保護の関係の計画を立てていただいているようですので、このところに保護司なり更生事業のこたなりを入れていただくとありがたいというふうに思います。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>先ほど行き場のない方のお話があったのですけれども、例えば高齢の、離反障がいの方ですね、ちょっと就労支援が難しいなという方は事実上、生活保護に繋がなきゃいけないケースが出てくると思うのですが、生活保護とか一つも書かれていないですけども、その辺をもらしてしまっているのかなと私も思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際、現場の場面としては生活保護の申請に、担当の相談支援員が同行してですね、適切に繋がるように支援をさせていただいているところでございます。この計画の際に41ページの最後のところの文章でいうと、その⑤の保健医療・福祉サービスの利用促進の行政による取組みの文中の少し後半の方に「出所等後の動向支援や経済的支援という中に生活保護の申請等の具体的な取組みが入っておりますが、ただD委員がおっしゃるように生活保護に適切に繋いでいくことは非常に大事な観点でございますので、また協議してですね、その辺りの明記が可能かどうか、協議していきたいと思っております。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>そこを書かれないと、この計画は水際作戦ですかという批判を受ける可能性があるということをご理解いただきたいと思います。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の委員さんからはご意見ありますか。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>今日は保護観察所もいらっしゃるということですが、そもそも再犯を重ねてらっしゃる方の特性っていうのは、どういったものがあるのかなっていうのをちょっと教えていただきたいです。それを重ねない為に、どうしたらいいかという為の計画であろうと思っておりますので、まずそういう再犯者の特性についてお話を聞かせていただけないでしょうか。</li> </ul>
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>なかなか難しいご質問でございますが、やっぱり再犯率の高い犯罪が薬物と窃盗というふうに言われております。</li> <li>特性と言いますと薬物依存症は病気でございますので、なかなか完治が難しいというところで、その部分で再犯を重ねていってしまう。薬物の場合は、現在、国のほうでプログラムがありますし、自助団体ダルクなどに繋ぐというようところで、再犯を重ねさせないような取組みがなされているところでは。</li> <li>あともう一つ窃盗というところがございまして、これも物欲からくる窃盗と病的窃盗というところがあります。病的窃盗につきましてはやはり福祉機関、医療機関に繋ぐというようところで再犯防止の取組みを行っているところでは。また、生活苦からくるものにつきましては福祉的なところの措置が必要なのかなというところで、再犯させないために生活保護であるとか就労支援、そういう生活基盤を整えるというような指導をしております。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（この指導は）保護観察がついている者については出来るのですが、満期釈放者になりますと私どもがなかなか関われないところがございますので、指導が出来にくいというところがあります。ただ国の方も満期釈放者対策というところで、今年度から新たに一つ施策を作っております。満期釈放者にさせないという視点であるとか、満期釈放になった場合でも更生緊急保護の申出を積極的に行なったものについては、保護観察所としても必要な範囲で関わって指導が出来るというような対策が来ております。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。よくわかりました。</li> <li>・資料1の41ページにあります保健医療・福祉サービスの利用促進のところ、鳥取ダルク等民間団体でこれ自助グループになりますよね。ソーシャルグループワーク的なものはこの中に盛り込んであるのでしょうか。アプローチの仕方がこの二つは違いますので、自助グループは言いつばなし聞きつばなしという形でありますし、ソーシャルグループワークだったら、指導者のほうが意図を持ってグループという手段を使ってその個人のパーソナルに対して治療を施していくことになります。そういうソーシャルグループワーク的な要素も中に入っているのでしょうか。この計画の中には。それをお尋ねいたします。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどのご質問、まず委員が言われる通り鳥取ダルクさんと民間団体の活動というところで、自助グループではあるのですが、ソーシャルグループワーク的なものも含まれているというふうに認識をしております。近くで言いますと岩美町の方にあるのですが、そういった活動をされているというふうに認識をしております。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それは民間ですよ。公的にグループワークを施すところがあるのかという、支援をするところがあるのかということなのですが。私はちょっと薬物依存の関係で、その専門の精神科医さんの本を読んだところによると、薬物依存については民間しかそういう支援のものが無いというような記述を読んだもので、公的なものを作るべきじゃないのかなというところで、お尋ねしたところです。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろご意見ありがとうございました。先ほど、C委員さんの言われました公的なソーシャルグループワークのことについてはちょっと確認をさせていただいて、具体的にもしここに掲載出来るようでしたら、入れさせていただきます。宜しくお願いします。</li> </ul>

議事内容（要旨）	
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日は皆さんのお話で大事な事を沢山おっしゃられたので、ちょっと簡単にまとめた話をさせてください。</li> <li>・皆さんがおっしゃったように、集落単位で物事を考えていくってのが土台なのだなど。その情報をどうゲットしていくかって考えていくと地区の単位、公民館単位だっということでお話がありました。</li> <li>・そして専門職とどう関わりを持つかっていうことで考えていくと、でも専門職っていうのは利用者っていう形や相談があつてのもので繋がりが作りにくい。公民館の単位で物事を考えていくっていうと、住民さんの目線や生活者としての視点で物事を考えていくことが大事だと。それぞれもっているものや、担っているのは小さいのだけど、じゃあそれをどうやって全体をコーディネート出来るようにしていくのかっていうところが、この計画の一番大事なことなんだろうなというふうに考えます。</li> <li>・また、このフロー図の中にあります共生型支援会議であるとか支え場、二層協議体、身近な相談場所、実際のはどこにやりとりがあつて、どのような課題を抱えているのかっていうところを、皆さんと共有した方がいいのじゃないかなっていうふうに今日ちょっと思いました。</li> <li>・その中で実際の計画自体に、どういうふうに反映させていくのか、現状を踏まえたうえで、どういうふうに反映していくことが出来るかっていうところを、話し合っていきたいと思いました。もし可能であれば、次回の委員会を招集される際、その中で実際の現状を、例えば社協さんであれば学び場、支え場、しゃべり場の取組みをされていますし、中央人権センターでもパーソナルサポートされて重層的に環境を作っていきたいけどというような課題があるとか、その辺りの情報なんかも皆さんと共有していけば、よりよい話し合いになるかなというふうに思ったところです。</li> </ul>
片山委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございます。行政が中心となって、皆を繋げていただくとやはり情報を共有できたりとか、いろんなことが繋がっていけると思っていますので、ぜひ継続をそのように、必要であれば見直しを意識していただきたいなというふうに思うところでございます。</li> <li>・一応、時間のほうもあと7分程になりましたので、皆さんの方から何か最後に言われるようなことでございますか。よろしいですか。一応、議事は終了いたしましたので事務局のほうに、お返しをさせていただきたいと思えます。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の予定説明</li> <li>・閉会</li> </ul>